

## 事業承継支援に関する連携協定書

能代市、能代商工会議所、二ツ井町商工会、株式会社秋田銀行、株式会社北都銀行、株式会社青森銀行、株式会社みちのく銀行、羽後信用金庫、秋田県信用組合、あきた白神農業協同組合、日本政策金融公庫、秋田商工会議所が設置する秋田県事業承継・引継ぎ支援センター、ココホレジャパン株式会社(以下 13 者を総称して「連携協定参加者」という。)は、市内事業者等(以下「事業者」という。)の円滑な事業承継の推進に関し、協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、連携協定参加者が相互に連携・協力を行い、事業者の円滑な事業承継を支援することにより、事業者の持続的な発展を目的とする。

(連携事項)

第2条 連携協定参加者は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携及び協力をする。

- (1)事業者が取り組む事業承継の支援に関する事項
- (2)事業承継に関する情報発信及び啓発に関する事項
- (3)事業承継に係る課題解決に向けた調査に関する事項
- (4)その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 前項各号に掲げる事項を効果的に推進するための具体的連携内容については、連携協定参加者が協議の上、決定するものとする。

(情報の定義)

第3条 本協定書における情報とは、連携協定参加者が相手方に対して、前条にかかる連携のために文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体並びに本協定書の前後を問わず、開示した一切の情報をいう。ただし、次のいずれかに該当する情報は含まれない。

- (1)既に公知となっている情報又は開示後に受領した相手方の責にもよらず公知となった情報
- (2)連携協定参加者が開示した時点において、既に受領した相手方が保有していた情報
- (3)受領した相手方が守秘義務を負うことなく、正当な第三者から適法に入手した情報

(守秘義務)

第4条 連携協定参加者は、本協定に基づく活動により知り得た情報(以下「秘密情報」という。)を漏えいしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、事前に事業者の承諾を得た場合は、連携協定参加者以外の者に対し、秘密情報を提供することができるものとする。

3 この規定は、本協定の効力が失われた後も効力を有する。

(個人情報等の取扱い)

第5条 連携協定参加者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 法人の情報については 前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

(複写及び保管等)

第6条 連携協定参加者は、本協定書に基づく連携業務において知り得た情報の複写又は複製について、連携業務上必要な範囲で行い、善良な管理者の注意をもって管理し、保管する。

(情報の返還等)

第7条 連携協定参加者は、相手方から提供された情報に関して返還の請求があった場合は、これを速やかに返還し、又は相手方の指示に従って処分する。

(漏えいの防止等)

第8条 連携協定参加者は、本協定書第4条から前条までの義務違反があった場合又は秘密が漏えいするおそれが生じたことを知った場合は、直ちに当該義務違反の是正又は漏えいの防止に努めるとともに、相手方に報告する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、連携協定参加者のいずれからも書面による申出がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、連携協定参加者のいずれかが本協定の有効期間中に内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要に応じて変更又は解除を行うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第 10 条 連携協定参加者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)のいずれにも該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたって該当しないことを確約する。

- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 連携協定参加者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1)暴力的要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な行動をし、又は暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3 連携協定参加者は、相手方が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当することが判明し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又は第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、相手方に何らの催告をすることなく、本協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

4 前項に基づいて本協定の全部又は一部が解除された場合、第1項又は第2項に違反した当事者は、相手方に生じた一切の損害を賠償するものとし、自らに生じた損害について相手方に何らの請求もできないものとする。

(疑義の解決)

第 11 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合には、連携協定参加者が協議の上、これを定めるものとする。

本協定締結の証として本書 14通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和 6 年 3 月 28 日

秋田県能代市 1 番 3 号  
能代市長 齊藤 滋宣

秋田県能代市元町11番7号  
能代商工会議所 会頭 佐藤 肇治

秋田県能代市二ツ井町字比井野33 番地  
二ツ井町商工会 会長 菊池 豊

秋田県秋田市山王三丁目2番1号  
株式会社秋田銀行 取締役頭取 新谷 明弘

秋田県秋田市中通三丁目 1 番 41 号  
株式会社北都銀行 取締役頭取 伊藤 新

秋田県能代市畠町 6 番 7 号  
株式会社青森銀行 能代中央支店長 松山 尊博

秋田県能代市畠町3番10 号  
株式会社みちのく銀行 能代支店長 一戸 寧

秋田県由利本荘市本荘13番地  
羽後信用金庫 理事長 藤田 直人

秋田県秋田市南通亀の町 4 番 5 号  
秋田県信用組合 理事長 藤原 保

秋田県能代市字一本木 47 番地  
あきた白神農業協同組合 代表理事組合長 工藤 巖

秋田県中通五丁目1番51号 北都ビルディング1階  
日本政策金融公庫 秋田支店長 白石 幸雄

秋田県大館市御成町二丁目 3 番 38 号  
日本政策金融公庫 大館支店長 加治原 克仁

秋田県秋田市山王二丁目1番 40 号 田口ビル5階  
秋田商工会議所  
秋田県事業承継・引継ぎ支援センター 統括責任者 河田 匡人

岡山県岡山市北区奉還町2丁目9番 30 号  
ココホレジャパン株式会社 代表取締役 浅井 克俊